

# 静岡県社保協 28期 第8回 事務局団体会議

■日時：2022年12月16日（金） 14：00～15：30

■場所：オンラインでの開催

■出席：県保険医協会（宮倉）、生健会（水谷）、障しず協（大石）、新婦人（田中嶋）、県商連（瀬川）、県評（上野）、自治労連（中村）、県高齢期運動連絡会（八木）、県民医連（松原）、年金者組合（岡村）事務局（小高・佐伯）

■欠席：

■議長：宮倉事務局次長

文責：静岡県社会保障推進協議会事務局長 小高

## 1. 医療・介護・福祉など社会保障めぐる最近の情勢の特徴

(1) 医療・介護・福祉など社会保障をめぐる最近の情勢の特徴（各団体より）

## 2. これまでの取り組みと当面する方針について

(1) 県社保協28期 第6事務局団体会議（11/18）以降のとりくみの経過

- ・11/18（金） 第7回事務局団体会議 参加8名
- ・11/21（金） 障しず協 県交渉
- ・11/23（水）～24（木） 第35回日本高齢者大会 in 京都（オンライン併用）
- ・11/25（木） 県社保協25条デー署名宣伝行動 7団体12人（年金者3人・保険医協会2人 新婦人4人、県評1人、障しず協1人、生協連労組1人）  
国保料引き下げを求める請願署名（38筆）
- ・11/28（月） 生活保護引下げ取消裁判弁護団会議
- ・11/29（火） 国保改善署名 10,046筆 県に提出
- ・12/5（月） 「第7回人間らしい生活を！いのちを守る」県民のつどい第6回実行委員会
- ・12/8（木） 静岡年金裁判第3回東京高裁結審・宣伝行動 バスで30名参加
- ・12/14（水） 中央社保協東海ブロック会議
- ・11/17（木） 静岡生活保護引下げ取消訴訟最終弁論・報告集会

(2) 静岡県社保協の当面する社会保障課題の取り組みについて

「憲法 25条デー」静岡県社保協の宣伝署名対話行動

◆12月の25条デー宣伝署名行動については12月26日（月）に青葉公園前で行う。

署名は「社会保障の拡充を求める請願署名」の署名宣伝行動を行う。

1. 当面野」課題について

1) 2022年度自治体キャラバンについて

①自治体キャラバンアンケートを県内35市町に昨年のまとめと一緒に11月14日に発送済。

②アンケート結果や各団体からの要望書（主要な）の回答をもとに

- ・地域社保協、準ずる組織のある地域、県社保協加盟団体の支部や班など、やれる条件（組織や経験）のあるところから各団体で進めていただく。

③ 県社保協の県交渉

日時：11月15日（火）13：30～16：30（県庁本館4階401会議室）

※今年には要望書と一緒に昨年懇談・交渉の報告も提出した。

#### 〈参加者〉

生健会（水谷、神崎、乗松、酒井）、年金者組合（土屋、新井、宮石）、民医連（遠山、小高）  
保険医協会（宮倉、山田）、新婦人（武藤、田中嶋）、障しず協（中村、佐伯）、自治労連（中村）、  
静岡市医療と福祉をよくする会（河瀬）以上 8団体17名 鈴木県議、平賀、内田

a) 参加者からの懇談、交渉の感想については（1）に記載した。

b) 運営については山田氏（保険医協会）から文章でご意見を頂いたので参加者に文章をあらかじめ配布し、  
宮倉事務長から山田氏から直接伺ったことも含め説明があった。

そして一定の意見交換を行ったが、11月25日の25条デー宣伝行動のあとに、山田氏と小高事務局長、  
宮倉事務局長、佐伯事務局長で県交渉の進め方について懇談することとした。

#### 〈意見として〉

- ◆発言したい人を把握し、通信用紙は必要ないと思うが、できるだけ短い時間で発言をできるように準備を  
してくるようにもしてもらいたい。
- ◆確かに長すぎるのはよくないが、県側の回答の問題もある（全体が分かるような議論にしていくことも  
必要）
- ◆できるだけ沢山の人が発言するのでもいいが、発言のしっぱなしになってしまい、逆にこれでは交渉にな  
らないという意見も出た（障しず協の県交渉で）。
- ◆一人の人が多く時間をとるのはよくないが、逆に多くの発言をするただ聞くだけの「交渉ではない懇談  
会」を県側は望んでいる。そうしてはいけなと思うが。短い時間を有効に使うことは重要。
- ◆県交渉には何回も出ているがだんだん洗練されてきているようには思う。回答によっては再質問、再々  
質問の必要もあると思う。以前より（交渉の内容は）よくなってきていると思うが。
- ◆発言の長さについては一律に3分は難しいと思うので特に長すぎる人については（事務局団体会議のメ  
ンバー以外は）その団体から言うてもらいたいと思う。話す口調については（回答は県側の職  
員個人の責任ではないので）強い口調で言うのは改めるべき（お互いの関係が保てるように）。
- ◆要求項目によっては深く追求していくことも必要だが、相手も職員なので我々の意見をどう伝えて、仕  
事に反映してもらいたいかも重要。
- ◆Tさんについては弁が立ついろいろな事情もよく知っていて、地域でやって調べて話をしているので、  
県職員も勉強になる部分も結構あったと思う。ただ長すぎることは事実。進め方としては3時間を3  
つに分けて、団体からの（要望も作成し）発言としているのである意味平等であると思う。（山田先生  
の言っていることもよくわかるが）私たちは「交渉」と言い、県側は「懇談」という。なぜこの時期に  
やるかという来年度予算に私たちの要望を入れてほしいということなので、職員に分かってもらうと  
いうことが大事なのでそこを丁寧にしていく場として捉えると、型ぐるしくならないほうが私はいい  
と思う。今回の進め方は（例年と比べて）時間もオーバーしなかったし、配慮もあったし、トータルとし  
てはよかったのではないかと。1時間の中での調整ができればよりいいと思う。

#### ④その他県交渉

- ◆国民大運動実行委員会 10月24日（月）
- ◆県高齢期運動連絡会 10月28日（金）13：30～15：30（県庁西館4階第1会議室C）
- ◆新日本婦人の会静岡県本部 11月18日（金）
- ◆障しず協 11月21日（月）13：30～16：30（県庁西館4階第1会議室C）

## 2. 静岡県社保協の当面する社会保障課題の取り組みについて

### 1) 国保改善の取り組み

#### ① 国民健康保険料（税）の引き下げを求める請願書名の取り組み

県議会議員に提出（11/29）	10,046筆
第2次提出（12/15）	287筆
合計	10,333筆

#### ◆団体別集計表

#### ◆県議会議員に提出

11月29日（火）15：00～ 集合14：30（議員団控室）

#### 〈参加者〉

田中嶋（新婦人）、岡村（年金者組合）、松内（生健会）、佐伯（生協労組）、酒井（元県会議員）、

小高（民医連）、村山、鈴木県会議員

◆紹介議員、請願にあたっての各会派回り

11月22日（火） 昼休み 〈参加者〉 小高（民医連）、田中嶋（新婦人）、村山

- ②11月市議会に向けた国保改善署名（22年）（21年）
  - ・静岡市医療と福祉をよくする会 5,300筆 5,001筆
  - 令和4年度 国保運営協議会での意見陳述（別紙）
  - ・国民健康保険をよくする会（浜松） 3,316筆 3,500筆
- ③ 中央社保協国保問題学習交流集会 12月11（日）13:30~16:30（完全オンライン）  
〈参加者〉

④ 子ども医療助成国保ペナルティ金額

⑤全商連「国保提言2022」について

## 2) 後期高齢者医療制度改善・75歳以上の医療費負担2割化反対のたたかい

①日本高齢期運動連絡会による生活と意識調査

②保団連・民医連による実施後のアンケート調査

③後期高齢者医療制度改善を求め、保険料引き上げをストップさせる運動も 団体、各県・地域社保協と協議を深め強化します。

## 3) 介護ウェブの取り組み（11月に介護アクション）

① 介護保険制度の改善を求める新署名

⇒国会内集会11月22日（火）12:00~13:00

② 介護・認知症なんでも無料電話相談 結果のついて

全国で 名、県内 3名（別紙）

③ 介護保険制度の見直しに関する要望書

## 4) 地域医療を守る運動

① 地域医療を守る運動交流集会 〈11月23日、オンライン開催〉

講演レジュメ（寺尾正之氏）

② 新・署名スタート！子ども医療全国ネット国会内集会（10/3）参加153名

③ 「国の制度として、18歳までの医療費窓口負担を無料に」

④ 社会保障制度の拡充を求める請願署名

⑤ 軍拡より、いのち・暮らしまもる社会保障の拡充を

⑥保険でより良い歯科医療を求める請願署名

## 5) マイナンバーに係る問題

①マイナンバーカード取得の強制・健康保険証の廃止・・・義務化反対 緊急院内集会（11/17）

◆マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める署名

◆3省庁交渉「原稿署名をここに集約」12月6日（火）14:00~

## 6) 生活保護をめぐる運動

①生活保護引き下げ違憲訴訟のこれまでの状況

◇名古屋地裁（一昨年6/25）、昨年、札幌地裁（3/29）、福岡地裁（5/12）、京都地裁（9/14判決）、石川地裁（11/25）、今年に入って秋田地裁（3/7）、佐賀地裁（5/13）、仙台（7/25）で不当判決、昨年の大阪地裁（2/22）、今年の熊本地裁（5/25）、東京地裁（6/24）に続き横浜地裁（10/19）の4地裁で勝訴

②静岡生存権裁判第1次訴訟（13年引き下げ）

・第21回口頭弁論 原告被告双方のプレゼンテーション（3/10） 意見陳述

・6/2 10:00~集会（80名参加）・パレード

午後（笹沼静大教授）報告集会

・6/23 午前（原告2名） 午後（中澤県立短期大学准教授） 報告集会

・7/7 午後（上藤静大教授） 報告集会

◆記者会見 6/7 15:00~16:10（社会部記者クラブ）マスコミ8社、原告・支援者10名

・11/17 最終弁論 13:30~ 報告集会 14:30~ 最終弁論修了後写真撮影

⇒マスコミ、各団体に依頼

当日18:10~のNHK「たっぷり静岡」で3分間にわたって放映された。

③静岡生存権裁判第2次訴訟(18年引き下げ)

- ・第5回口頭弁論 2/4(金)14:00~ 口頭弁論⇒進行協議 14:30~報告集会⇒中止
- ・弁護士会議 11/28 18:00~ 次回 1/19 18:00~

④最終準備書面

7) 高齢期をめぐる運動

①年金引き下げ違憲訴訟 第3回東京高裁12/8(木)結審大 東京高裁前で宣伝行動 大型バスで参加

- ・第1回東京高裁 5/19(木)・第2回東京高裁 9/15(木)
- ・最終意見陳述書
- ・年金裁判全国状況

②「若者も高齢者も安心できる年金と雇用を!2022署名」推進の取り組み

③第35回日本高齢者大会 in 京都

11月23日(水祝)13:30~16:30〈学習講座・分科会・移動分科会〉

24日(木) 9:30~12:30〈全体集会〉

[県内4会場をオンラインでつないで視聴する]

〈静岡〉(1日目) ロッキーセンター大会議室 (2日目) 労政会館第3会議室

〈浜松〉(2日間とも) 浜松労働会館3階大会議室

〈三島〉(1日目) 三島商工会議所大会議室 (2日目) 三島文化会館大会議室

〈掛川〉(1日目) 掛川市生涯学習センター工作室

視聴会場で延べ65名、京都に13名が2日間参加

8) 障害者の生活を守る運動

①対県交渉 11月21日(月) 県庁西館4階第一会議室C

③「重度心身障害者(児)の医療費助成制度を現物給付に」要望書、支援のお願い

④ 障害者避難の安全性確保へ QRコードで障がい者救済へ!

④「国連・障害者権利委員会の総括所見を学び、運動につなげる課題を考える」大学習意見交換会

9) 「憲法改悪を許さない」取り組みについて

10) 県社保協第29回定期総会の日程について

日時:2月25日(土)

場所:ロッキーセンター大会議室(オンライン併用)

内容:

11) 各地域・団体での取り組み

- ◆県高齢期運動連絡会
- ◆静岡市医療と福祉をよくする会
- ◆三島市医療と福祉をよくする会
- ◆住みよい磐田をつくる市民連絡会
- ◆磐田生活と健康を守る会

### 3. 県社保協の年間方針企画の取り組みについて

1) 「人間らしい生活を!いのちを守る第7回静岡県民つどい」第6回実行委員会(12/5)報告

◇第6回実行委員会 12月5日(月)14:00~(国労会館)

- ・第1回実行委員会 6月9日(国労会館)
- ・第2回実行委員会 8月4日(国労会館)
- ・第3回実行委員会 9月6日(国労会館)
- ・第4回実行委員会 10月4日(国労会館)

・第5回実行委員会 10月20日(国労会館)

2) 第49回中央社保学校horm千葉(オンライン会議)

2022年9月17日(土)~18日(日)

参加目標 2日間で延べ100名(昨年は延べ70名)

【視聴会場】

〈静岡〉(静岡市医療と福祉をよくする会) ロッキーセンター大会議室(2日間) 4名、3名

〈浜松〉(介護・医療と社会保障を考える市民の会) 曳馬(ひくま)協働センター(2日間) 7名、4名

〈三島〉(三島市医療と福祉をよくする会)

(1日目) 三島商工会議所大会議室 12名 (2日目) 三島文化会館大会議室 8名

〈掛川〉(掛川の地域医療をよくする会)(2日目のみ) 9名

合計 1日目 23名 2日目 24名

## 4. 全国課題(中央社保協)、県内協同課題への参加・結集など

1) 全国会議

◆中央社保協2022年度全国総会 8月3日(水) オンライン開催

・参加予定 宮倉、小高

◆中央社保協全国代表者会議(案) 2月8日(水) 10:30~15:30

2) 中央社保協東海ブロック会議

◇ 3月16日(水) 10:00~12:00(ZOOM会議)

参加 小高

◇ 6月15日(水) 10:00~12:00(ZOOM会議)

参加 小高

◇ 9月22日(木) 14:00~16:00(ZOOM会議)

参加 小高

◇ 12月14日(水) 14:00~16:00(ZOOM会議)

参加 小高

3) その他県内・全国集会等

◆2022年日本平和大会 in 東京(オンライン) 11月27日(土)~27日(日)

申し込み締め切り 11月18日

◇第28期 第9回事務局団体会議

1月24日(火) 14:00~15:30(ZOOM会議)

◇第28期 第10回事務局団体会議(案)

2月20日(月) or 21日(火) 14:00~15:30(ZOOM会議)

# 生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

# 通信

2022年12月3日

第35号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

## 5月30日に判決公判！静岡地裁勝訴に向けて最後まで！

11月17日、2013年生活保護基準引下げ取消訴訟の最終弁論が静岡地裁で行われ、原告弁護団、支援者の見守る中結審しました。判決は来年5月30日、午後1時10分に言い渡されます。



報告集会も最後までマスコミが取材



歩道を行進して入廷する原告・支援者

その後行われた報告集会ではマスコミ各社も含め約70名の参加で行われました。まず大橋弁護団長からは「この裁判は勝てる裁判。生活保護受給者がどんな生活をしているか、この事実こそがこの裁判の元になり、このことがわかることによっていい判決が出る。5月には皆さんと勝訴判決を喜び合いたいと思う」と。

阿部弁護士からは「3度の食事がとれないとか、夏にエアコンが使えないと言うのは生存事態を脅かしていることであって、にも拘わらず、そこからなお引き下げたというのがこの裁判の始まり。こういうことを絶対に許してはならない」と。

笹沼共同代表からは「いのちが大切だと改めて思っている。生存権とか憲法とか大義名分ではなくて、一人一人のいのちを守るために皆さんとたたかっていきたい。ぜひ勝ちましょう」と。

その他6月、7月に行われた承認尋問をはじめとしてこの裁判に尽力してきた青柳、北上、太田、富増の各弁護士からも報告と勝訴に向けた決意が述べられました。また原告となったたかてきた山本氏、小野川氏からは「裁判が始まり多くの方々の支援を頂く中で頑張ってきた。人間としても少し成長したかと思う。」「(国も福祉事務所も)いかに生活保護者の生活実態がわかっていないか、苦しい生活をしている人を全然見ていないということがこの間ははっきりわかった。5月30日は皆さんと一緒に万歳できるようにこれからも皆さんと頑張っていきたい」と決意が語られました。

## 「静岡の会」としてやれることはすべてやって勝訴判決を勝ち取ろう！

最後にこの裁判に最初から係り頑張って来た酒井県生健会前会長から挨拶、そして「生存権に係る裁判を支援する静岡の会」の幹事団体である県年金者組合、障しず協、県評、県民医連からそれぞれ決意表明があり、「会」の事務局長の水谷県生健会会長が「生活保護受給者の方はアパートの共同風呂でエアコンもないし、十分なカーテンもない。夏の暑い日、冬の寒い日どうやって耐えているのか。こういう実態を本来福祉事務所が知ってはいなくてはならない。こういう実態を無視して国に言われたからと下げてしまう。まさに憲法以前の問題で、まず生活保護法をしっかりと守らせることが大事。5月30日まで運動を広げて最後まで頑張ろう」と訴えました。

※夕方にNHKのニュース番組「たっぴり静岡」で報告集会等の様子が約3分間にわたって放映されました。



生活保護引下げ取消訴訟判決公判

5月30日(火) 13:10~

判決を受けての集会 13:30~

(弁護士会館3階会議室)

## 高い国保料を県の財政支援で！ 国保連協に公募枠を！ 12月県議会に10,046筆の請願署名を提出！

11月29日、静岡県社会保障推進協議会は、「国保料（税）引き下げを求める請願署名」10,046筆が藪田宏行県議会議長に提出しました。また「子どもと教育を考える県民会議」から「子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願書名」（7,761筆）も併せて議長に提出されました。

県社保協加盟団体の代表参加者（7名）から、「国保都道府県単位化から5年目となり、国保料（税）を上げる自治体が増えている。物価高騰、年金引き下げ、75歳以上の窓口負担2割化など高齢者世帯の生活は厳しさを増していると県の財政支援を要望しました。また県国保運営協議会に国保加入者の代表委員公募枠設けてほしいと訴えました。藪田宏行県議会議長は「貴重な意見だと感謝を述べ、議会できちんと審議をするようにしたい」と答えました。



※今回、署名にご協力頂いた団体・個人の皆様、コロナ禍での大変な中ありがとうございました。12月15日が第2次（最終）提出になりますので、ある署名は14日までに県社保協事務所（民医連事務所内）までお送りください。

## 医療・介護・生活保護・福祉に関する切実な要望を出して懇談・交渉！

11月15日、県社会保障推進協議会は静岡県と「医療・介護・生保・福祉に関する要請書（39項目）」に基づいて交渉を行い、8団体から17名が参加しました。

県社保協からは国民保険料（税）が全国18位にもかかわらず、医療費は45位と最低レベルであり、財源はあると示し、県の全国7位の財政力を活かして下げるよう強く要望しました。特に18歳未満の子どもは子育て支援の観点からも負担軽減策をとるよう求めました。また国保料は高すぎて払えないのが現状であり、子どもの人数に応じて支給される国の調整交付金（静岡県に3億円）を子どもの均等割軽減に使うよう指導すべきだと訴えました。

また子どもの医療費では窓口負担500円の負担を無くすよう求め、介護現場、障害者への具体的な支援策なども強く要望しました。



### 静岡県社会保障推進協議会第29回総会の日程について

日時：2月25日（土）、13:30～15:30

会場：ロッキーセンター大会議

※ 今回もオンラインを併用して行います。

# 静岡県 長年の国保改善運動実る

年金生活者、無職者、胸の内を明かします。非正規雇用労働者が多く加入する国民健康保険(国保)の保険料(総額)が高すぎて払えず生活と健康に不安を写しています。静岡では往々にして、市役所へ苦情を訴え、保険料の軽減、値上げ阻止を要求してきました。

## ◇静岡市 2年連続の成果

静岡市で長男(52)と妻らと女性(79)は

収入が少なく暮らしていけないと考え、派遣先に言いついて保険料の引きを止めました。数年後、コロナで仕事がなくなり日もあり、払いきれない保険料が膨れ上がり、市から督促が来るようになりました。

女性は何となく、市役所へ、「分割しても払いきれない。生活できない」と訴えも通らない。こんなに厳しいのかと思いましたが、どこに相談したらいいのか調べ、民生商工会(民間)に連絡

昨年秋、紹介された日人分の署名を市議員に提出。市は毎年一人あたり5000円以上引き上げる方針でしたが、21、22年度と2年連続で引き上げにストップをかけた。

修正申請し、昨年末に未納分を払い終えました。「親切に対応していただき、本当に助かりました」

市民商、新日本婦人会、年金者組合など13団体加入する「静岡市医療と福祉をよくなる会」は毎年、国保料引き上げを求める署名に取り組みしてきました。2020年5921人分、21年5001

人分の署名を市議員に提出。市は毎年一人あたり5000円以上引き上げる方針でしたが、21、22年度と2年連続で引き上げにストップをかけた。

よくなる会の山田善代表委員(国民健康保険協会副理事長、歯科医師)は「短期保険証の悪用はほとんどが治療を中断しました。保険料が払えないなかで、原則副負担が重いことが原因です」と話します。

民代表が参加している意義を強調。「国保加入世帯の生活実態が意図して保障された水準より低いことを数字で明らかにし、市民の立場



国民健康保険の改善運動に取り組む(左から)松原、小高、山田、河瀬の各氏と鈴木豊雄(静岡市)

で論戦してきたから据え置きが実現しました」と指摘します。

## ◇浜松市 合併後初の軽減

国保料が政令市でトップクラスの浜松市。長年の署名運動が結果し、12市町村が合併



国保改善請願署名を呼びかけ宣伝する人たちが11月20日、静岡市役所前(県社会保険推進)

し、政令市に移行した05年以降初めて国保料引き下げが実現しました。今年度1世帯当たり年平均5000円、総額5億円の軽減です。

市民商、地区労働、新婦人、年金者組合など7つある「浜松・国民健康保険を良くする会」は運動の成果を力に、繰越金と国保基金合わせて51.5億円を活用し、さらなる引き下げに向け、市との懇談や市議会へ派員請願など取り組みを進めています。

石川明事務局長は「未就学児の子どもの『均等割』の削減を小中学生まで拡大す

る準備を行いました(不採択)。今後も市民に知らせ、世論を広げます」と語ります。

県の財政力は全国7位。ところが国保の都道府県単位化の下で、国保会計の赤字を補填(ぼくふ)し、保険料負担を軽減する一般会計からの繰り入れを自治体をなくそうとしています。「収納率向上」として保険料を払えない加入者には、年金、預貯金の差し押さえまで強めています。県議会と請願署名の紹介議員になり賛成討論をするのは日本共産党のみです。

来春の県議会、浜松市長・市議選で国保が

争点の一つになります。日本共産党の鈴木せつ子県議は「論戦で『国保は社会保障』と行政に認めさせていきます。ひらが高成県議候補と国保財政への国庫負担の増額、市町村の県独自の財政支援を求めて全力で取り組みます」と意気込みます。

県社会保険推進協議会は昨年12月に県議会議員に署名8650人分を提出しました。小高賢治事務局長は「国庫負担金を減らしてきたから『酷保』の状況が起こっています。住民の立場に立つよう県に迫りたい」と話します。(大車員)

独自の署名・運営協に住民代表参加  
保険料引き上げ阻止



# シンポジウムで“人権としての生活保護とは”を考える！

## 「人間らしい生活を！いのちを守る第7回静岡県民のつどい」開催！

10月30日、「人間らしい生活を！いのちを守る第7回静岡県民のつどい」が、県社保協加盟団体をはじめ県下の支援団体などで行う実行委員会の主催で、ロッキーセンター大会議室をメイン会場としてオンライン併用で行われました。今回は「人権としての生活保護を考える～健康で文化的な最低限度の生活とは～」をテーマにしたシンポジストを笹沼弘志氏（静岡大学教育学部教授）のコーディネーター、それに6名の団体・個人の発言者で行われました。

勉強したくてもできない中学生・高校生の学習支援をしている「静岡学習支援ネットワーク」（学生代表）の久保田空氏（県立大学2年生）は、家庭環境や相談者に恵まれず、「希望への挑戦」を諦めてしまう子が多い現状で、「私たち学生ができることには限界がある。行政やみなさんと力をあわせ、多くの人たちを救っていききたい」と語りました。元小学校教員の荻野洋子氏が、今の教員の特に非正規雇用の教職員の身分保障のない大変な労働実態や子ども達から見えてくる貧困について、具体的な事例をあげてを語りました。生活保護引下げ取消訴訟原告

の山本定男氏、小野川泰氏は、保護費は削減される一方で「食事は1日2食が当たり前、冷暖房も使えず、お金のかかる冠婚葬祭をはじめ外出はとてできない」と報告。「精神的にも追いつめられるなかで、原告となってたたかっている」と語りました。水谷陽一静岡県生活と健康を守る会会長と大橋昭夫原告団弁護団長が、「裁判を勝利して必要な人がいつでも受給でき、人間らしい生活ができる生活保護にしていきたい。そのために最終弁論に向けての準備し、多くの団体・個人とともに運動を強めていく」決意を述べました。オンライン併用で行った「県民のつどい」としては最高の65名で協賛団体も27団体で、ここ数年ではもっとも多く集まりました。来る17日に最終弁論を迎える静岡生活保護引下げ取消裁判の勝利へ大きな弾みをついた集いにもなりました。



控務をする司会の笹沼氏と聴き入る会場いっぱい参加者

## 県への国保料引き下げ署名を地域社保協、各団体、すべての市町に広げよう！

12月県議会への「国民保険料（税）の引き下げを求める請願署名」提出まで一ヶ月を切りました。各組織とも、目標（県全体3万筆）をやりきるためにあらゆる工夫と手立てを尽くし、残された1か月余りを頑張りましょう！署名集計日については以下の通りです。署名集計用紙をメール若しくはfax・メールでお送り下さい。

●第2回集約日：11月16日（水） ●第3回集約日：11月25日（金） ●最終集約日：11月30日（水）

国保料を引き下げろ！の声を県議会へ

〈 県議会議長に提出行動 〉

11月29日（火）14：30集合

あと3週間、標達成に向けて頑張りよう！

県健康福祉部等との交渉・交渉のお知らせ

日時：11月15日（火）13：30～16：30

（13：00 集合・打合せ）

場所：県庁本館4階 401会議室

～参加組織、発言準備をよろしくお願いします～



連絡先 電話 054-287-7355 FAX 054-287-7356

Eメール Kodaken0620@yahoo.co.jp

## 県の財政支援で国保料の引き下げを！



青葉公園前で行きかう人に呼びかける

静岡県社会保障推進協議会は毎月定例の「憲法25条を守ろう！署名宣伝行動」は9月26日の昼休みに青葉公園前で、12月県議会に提出する「国保料（税）の引き下げを求める請願署名」の署名宣伝行動を行いました。横断幕を掲げて署名を呼びかけると、目立つ横断幕を見て立ち止まり、呼びかけに応じてくれる人も少なくありませんでした。小高県社保協事務局長と山田県保険医協会副理事長がハンドマイクで訴える中、署名して下さった方からは「静岡県が財政力全国7位なんて知らなかった。国保料は下げしてほしい」「国保料は高いけど、介護保険料も困っている。もう年寄いじめはやめてほしい」などの「声」が聞かれ、参加7団体で、14名が参加でしたが、45分間で延べ26名分の署名が集まりました。

### 県への国保料引き下げ署名を地域社保協、各団体、すべての市町に広げよう！

各組織とも、目標（県全体3万筆）をやりきるためにあらゆる工夫と手立てを尽くし、残された1か月余りを頑張りましょう！署名集計日については以下の通りです。署名集計用紙をメール若しくはfax・メールでお送り下さい。

●第1回集約日：11月2日（水） ●第2回集約日：11月16日（水） ●第3回集約日：11月25日（金）

### 第49回中央社保学校に静岡県から、2日間で延べ47名が参加！

第49回中央社保学form千葉（9/17～9/18）は昨年に引き続き開催地（今年は千葉会場）と全国をオンラインで繋いでの開催となりましたが、全国で342名（2日間で延べ522名）が参加しました。静岡県では三島は三島商工会議所大会議室（1日目）、三島文化会館大会議室（2日目）、静岡はロッキーセンター大会議室、掛川は掛川コープ緑ヶ丘店集会室、浜松は浜松曳馬（ひくま）協働センターで行なわれ、2日間で延べ47名の参加がありました。

#### 「自由や人権は不断の努力なくして維持、発展できない！」・・・は本当に重要だ！



三島商工会議所 大会議室



コープ掛川緑ヶ丘店 集会室

1日目は「安全保障と国民生活～「脱新自由主義」めざして」〔宮崎礼二氏（明海大学経済学部准教授）〕と特別報告「コロナ下で浮き彫りになった矛盾～医療・介護・公衆衛生現場からの告発」があり、「安全保障の概念が軍事保障に偏っている。防衛予算のために社会保障が削られる仕組みがわかった。際限のない軍拡が国民生活を壊す。中国、北朝鮮に対抗するために防衛費の拡大は仕方がないという論議に反論するのに役立つ内容だった。病院の統廃合やコロナ禍の中で具体的に職員の労働実態が分かって大変なことが起きていることを知った」などの感想が出されました。2日目は社会保障運動入門講座〔井口克郎氏（神戸大学准教授）〕とシンポジウム「届けよう現場地域の声、広げよう運動を」が行われ、「財源は大企業や富裕層への課税強化でということと「自由や人権は不断の努力なくして維持、発展できない」は本当に重要だと思う」などの感想が出されました。

〈県健康福祉部等との交渉に各団体からの参加を！〉

日時：11月15日（火）13:30～16:30

場所：県庁本館4階401会議室（13:00集合）

# 県内後期高齢者医療保険の現状 - 課題

<2020年度(令和2)静岡県資料より・No.2>

2022, 11, 9

静岡県地方自治研究所/酒井政男

	全 国	静 岡 県
□ 被保険者数/18032488人		A=559907人
□ 会 計 (令和2年度)		
○ 歳 入	165609億円	43869140万円
保 険 料	13783億円	3921635 〃
前年比+	834億円	
〃 +	6, 4%	
1人当たり保険料	76233円	B=69794円 (18位)
所 得 割	57, 66%	55, 24%
均 等 割	42, 34%	44, 76%
収 納 率	99, 5%	99, 5%
未 収 額	6518317千円	183204円
○ 歳 出	157390億円	42821068万円
保 険 給 付 費	153263億円	41819690 〃
前年比-	4184億円	
〃	-2, 7%	+4%
収 支 差	8219億円	1048071万円
□ 医 療 費	157390億円	
○1人当たり	917124円	793157円 (45位)
前年比-	3, 9%	-3, 3%
○入院(1人あたり)	435454円	346452円 (45位)
前年比-	3, 4%	-2, 8%

## □ 静岡県の後期高齢者医療保険決算の特徴

- 1人当たり保険料は全国18位だが医療費は45位と全国でも最低位であり、保険料額の25%・104億円の黒字決算は保険料引き下げすべき
- 医療費1人あたり前年比全国平均-37245円・-3, 9%低下した、県内は-26850円・-3, 3%と全国平均より少ない(医療費が最低位でもあり)
- 被保険者の所得別状況は、現役並み所得者以外が80%から93, 12%と13%も増加し所得低下が顕著、低所得者は31%が32, 5%に増加被保険者の所得低下のもと、保険料の引き上げは受診控えなど被保険者の生活、命・健康を犠牲となっている。

※低所得者=所得0(働得・1)・住民税非課税(働得・2)と国民年金のみの高齢者

- 健康診断受診率25%の向上による高齢者の健康管理が課題

## □ 今後の課題として

- 岸田政権は、社会保障費削減で防衛費倍化の財源とする政策により10月より75才以上窓口2割負担(单身200万円・夫婦320万円)の拡大とともに、介護保険利用者負担も2割・3割と高齢者の負担増問題
- 国保の加入者数81万人が年間4万人前後が後期高齢者保険に移行するも、3年後に同数となることから国保・後期高齢者保険を同様に取り組むことが求められる。
- 介護保険料の毎年の引き上げは、年金生活の高齢者にとっては負担であり国保・後期高齢者・介護の3保険料の引き下げをセットの取り組み必要

<令和3年度地方単独事業に係る医療給付費等負担金等減額等額表>

口保  
△+10T

保険者番号	保険者名	減額総付費等負担金等減額(円)
001	静岡市	1,495万9,188
002	浜松市(*)	1億7,964万2,020
003	沼津市	576万6,509
005	熱海市	121万1,129
006	三島市	330万3,683
007	富士宮市	376万5,069
008	伊東市	282万1,991
009	島田市	221万3,049
010	富士市	657万2,514
011	藤田市	518万3,640
012	焼津市	484万2,920
013	掛川市	299万5,693
014	藤枝市	308万5,436
015	御殿場市	162万3,600
016	袋井市	132万4,879
019	下田市	96万181
020	裾野市	101万4,114
021	浜西市	171万1,939
022	東伊豆町	46万8,054
023	河津町	31万4,551
024	南伊豆町	28万3,172
025	松崎町	19万3,613
026	西伊豆町	16万6,094
032	函南町	178万4,240
037	清水町	183万3,156
038	長泉町	132万5,448
039	小山町	26万3,634
049	吉田町	92万1,222
052	川根本町	8万564
060	森町	63万3,462
081	伊豆市	75万7,088
082	御前崎市	107万7,260
083	菊川市	92万5,001
084	伊豆の国市	253万8,218
95	牧之原市	161万9,091
	静岡県計	2億5,798万4,905

△+10T

御殿

△+10T

\*浜松市は、こども医療扶助成に加、<sup>1</sup>「重症心身障害者医療費助成事業」<sup>2</sup>「母子家庭等医療費助成事業」<sup>3</sup>分を含む。

平成27年（行ウ）第13号 平成28年（行ウ）第6号

原告 山本定男・外

被告 浜松市・外

最終準備書面（補足）

2022年11月16日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大橋 昭夫

同 阿部 浩基

同 北上 紘生

同 青柳 恵仁

同 太田 吉則

同 富増 泰斗

1 原告らの生活状況について

生存しているだけでは健康で文化的な最低限度の生活とは言えない。

原告らの生活状況は、一日二食、風呂も1週間に一度、夏の暑いときにもエアコンを使えない、町内の付き合いも親戚付き合いも友達付き合いもほとんどできない、趣味に興じる余裕も全くない、というものである。

このような生きるのに精一杯の生活が健康で文化的な最低限度の生活とは到底言えない。

## 2 本件保護変更処分の違法性

本件訴訟の被告は国ではなく生活保護の実施機関である福祉事務所長である。

処分の違法性としては、厚生労働大臣の保護基準の改定が違法である場合と保護実施機関が法を守らなかった違法とがある。本件では保護実施機関は、被保護者の生活状況について何ら調査することなく大臣の改定した保護基準を機械的に適用して減額処分をしたが、これは生活保護法9条、25条2項、56条に違反する。

保護実施機関は大臣の定めた保護基準を機械的に適用するだけの機関ではないのである。

## 3 原告らは保護基準の改定について憲法25条違反を主張するものではない。

憲法25条の生存権を具体化したものが生活保護法であり、生活保護受給権は生活保護法によって認められたものである。

生活保護基準をどのように定めるかを規定しているのは憲法25条ではなく生活保護法である。憲法には何も書かれていない。

保護基準を定める権限は生活保護法8条1項によって厚生労働大臣に付与されている。

保護基準の定め方は法8条2項に規定されている。法8条2項は、大臣に年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別の必要な事情を考慮することを要求しており、実体的、手続的に大臣の改定権限を規制している。大臣がこの要求に従わない場合は保護基準は違法となる。

このように政府（厚生労働大臣）は国会の制定した生活保護法に縛られている。

## 4 生活保護法の8条2項の内容

(1) 8条2項の制定経緯からすると、法8条2項は、標準生計費方式と組合せ方式を条文化したものであり、大臣に対して、年齢別、性別、世帯構成別、

所在地域別の必要な事情を考慮することによって、具体的な金額として保護基準を算出することを命じている。

最低限度の生活に必要な物資やサービスをバスケットに入れてそれに価格付けをするというマーケットバスケット方式を念頭においていた。

一般低所得者層の消費支出と比較して保護基準を相対的に求めるという方法は法8条2項の命じたやり方ではない。

(2) 法8条2項によると、保護基準は客観的に科学的に算定されるべきもので、具体的な金額として示されるべきものである。

したがって、保護基準を一般低所得者層の消費支出との比較で相対的にとらえる水準均衡方式は、法8条2項の求める算定方式ではない。

水準均衡方式は経済が右肩上がりで一般低所得者層の消費支出の伸びに合わせていけば保護基準も上がっていった時代にのみ妥当した算定方式であり、低成長でデフレの時代には妥当しない。

最低限度の生活にはどんなモノやサービスがどれだけ必要かは現実の家計調査をやってみなければ分からない。法8条2項はそれを要求している。

低所得者層との比較だけで最低限度の生活を算定していると低所得者層の生活レベルが下がるに連れて保護基準も下がって絶対的水準を割り込んでしまう。

5 憲法25条と生活保護法の規範の混同はなぜ生じたのか。

生活保護法の議論に憲法25条の議論が入り込んでくるのは、朝日訴訟最高裁判決に原因がある。被告が広範な裁量があるとして引用した岡田幸人調査官の解説（法曹時報65巻9号209頁以下）もまず朝日訴訟最高裁判決をあげている。

同判決は「もとより厚生大臣の定める保護基準は、法8条2項所定の事項を遵守したものであることを要し、結局には憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならない。」と述べるが、「結局

には」で結ばれた前と後は矛盾している。法8条2項の遵守を求める前半部分だけで足りるところ、「結局には」と言うだけで何の論証もなく後半部分では憲法25条への適合性を求めており、生活保護法規範と憲法25条規範との混同を来している。その後の判例や学説の多くもこの朝日訴訟最高裁判決の呪縛から逃れられていない。

- 6 法8条2項は保護基準改定方式を定めたものであり、大臣に確定した金額として保護基準を設定する事を命じている。

現行生活保護法制定当時は、貧困者層との相対比較などしていなかった。そんなことをすれば保護基準はいつまで経っても上がらないからであった。

今は本来の算定方式に戻るべき時である。

何が最低限度の生活に必要な物資やサービスかをまずバスケットの中に入れて価格付けをしていかなければ生活の中身は分からない。

それにはマーケットバスケット方式が妥当する。

しかし、同方式には、何をバスケットの中に入れるかについて判断者の主観が入るという欠点がある。これをM I S方式、中澤准教授の「最低生計費」は、市民の意見を取り入れることで克服しようとしている。厚生労働省でも新たな方式を研究している。

なぜ新方式導入がすみやかに導入されないのか。それは、新方式による試算では全て保護基準を上回っており、新方式を採用すると保護基準を引き上げざるを得なくなるからであろう。

- 7 ゆがみ調整

ゆがみ調整とは、標準世帯の保護基準から様々な世帯類型に展開する際の指数を見直したものであるが、水準の見直しを伴わないので、これによって金額が下がった世帯は最低生活費が下がったから金額が下がったのではなく、他の世帯類型との相対的比較で下がっただけである。法8条2項にしたがって、最低限度の生活にとってどんなモノやサービスがどれだけ必要かを検討した結果



下がったわけではない。したがって、ゆがみ調整は法8条2項に違反している。

実際には、それをさらに1/2にしているが(1/2処理)、もともとが違法であるから、1/2にしたところで違法であることには変わりはない。

#### 8 デフレ調整

物価が下がったからその分保護基準を下げるのは、法8条2項に反している。なぜなら物価は平均値であり、物価の影響は各世帯類型によって現れ方が違うからである。また物価は地域によっても異なる。

しかるに、今回は生活扶助相当CPIを用いて、全国一律に世帯類に関係なく保護費を4.78%減額するものであり、年齢別、世帯構成別、所在地域別の必要な事情を全く考慮していない。したがって、法8条2項に反する。

#### 9 生活扶助相当CPI

当時、物価が下落していたことは事実であるが、物価下落率マイナス4.78%というのは大きすぎる。マイナス4.78%を正当化するのが、生活扶助相当CPIであるが、これは消費者物価指数とは言えない恣意的なものであり、厚生労働省が保護基準を大きく引き下げるためにわざわざ作成したものと言わざるを得ない。このような不合理なCPIを用いること自体が「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を欠き、裁量の範囲を逸脱している。この点については、上藤意見書と上藤証言で充分立証されている。

#### 10 老齢加算最高裁判決と各地裁の判決について

本件の先例となるべき判例は老齢加算最高裁判決のみである。

老齢加算は生活扶助本体部分ではなく、法8条2項の年齢別の必要な事情に関するものである。

老齢加算最高裁判決は保護基準改定につき大臣が法8条2項を遵守することを当然の前提とし、まず老齢であることに起因する特別な需要の存否、即ち法8条2項に言う「年齢別の必要な事情」について判断しており、その際には大

臣に専門技術的かつ政策的な裁量があるとしている。次に、必要な事情を判断した結果、老齢加算は減額ないし廃止すべきだとなった場合でも、なお大臣には専門技術的かつ政策的な見地からの裁量があるので、被保護者の期待利益なども考慮して直ちに減額ないし廃止しないで段階的な減額等の激変緩和措置をとることもできるとしたものである。そして、前段の老齢であることに起因する特別な需要の測定に当たっての「裁量」については、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」が必要だとしたのである。後段の「裁量」についても「統計等の客観的な数値等との合理的関連性等」を含めて審査されるべきとした。

ところが、被告らはこの老齢加算最高裁判決を大臣の広範な裁量を認めたものだと誤解している。原告勝訴の各地裁判決でも老齢加算最高裁判決を正しく理解していないものが多い（大坂地裁、熊本地裁、横浜地裁各判決）。唯一、東京地裁判決のみが正しい理解を示しており、同判決（甲69）と同判決を論じた笹沼意見書（甲72）を熟読していただきたい。

以上

## 1 2. 8 静岡年金裁判第3回口頭弁論「最終意見陳述書」

2022年12月8日

岡村 雄馬（・全日本年金者組合静岡県本部事務局長  
・静岡年金裁判原告団事務局長）

### はじめに

私は、~~1945~~<sup>1948</sup>年4月5日生まれで、74歳の岡村雄馬と申します。現在、全日本年金者組合静岡県本部事務局長で、静岡年金裁判の原告団の事務局長を務めています。

私は、今回の口頭弁論で、以下3点について、「最終意見陳述」をさせていただきます。

第1は、国＝政府に多大な裁量権があるのなら、非課税所得者に一律年金削減をしたことに対して、配慮してほしかったことです。

第2は、特例水準の2.5%の削減についての、法律制定に「瑕疵」があったのではないかと思うのです。

第3は、若者と高齢者が安心できる「年金制度」すなわち、『月8万円の最低補償公的年金の制定』で、希望のある、日本の年金制度の確立を実現してほしいことです。

なお、別記に、裁判に至る経過及び静岡地方裁判所での21回の口頭弁論及び判決についての経過と最近の物価高騰に対して、全日本年金者組合が、岸田首相に対して『年金を引き上げて下さいの署名』からの一言を掲載させていただきましたので、一読して頂くことをお願いします。

**最初の1点目は、国＝政府に多大な裁量権があるのなら、非課税所得者に一律年金削減をしたことに対して、配慮してほしかったことについて述べます。**

今、国＝政府は、非課税所得者に対して給付金を支給したり、実現はしませんでした。年金受給者に5,000円の給付等を検討したりしていました。

そうであるならば、当時であっても、非課税所得者等に対して、年金を一律削減するのではなく、配慮しても良かったのではないのでしょうか？

この7年間、年金裁判と街頭での宣伝行動、マスコミ報道等への働きかけを通じて、今の年金生活者がどのような実態であるのかということをも明らかにして来ました。

政府は、「日本の高齢者は恵まれている、社会保障も高齢者に偏っている。」といますが、とんでもありません。生活保護の水準にも満たない年金で生活をせざるをえない人がたくさんいるのです。

特に、女性の場合は、現役時代からの賃金等の差別的な構造や社会全体の差別構造もあり、年金が低くなっているのです。そのような実態が浮き彫りになって来ているのです。

又、今の年金受給者だけでなく、こんな「年金制度」の下では、非正規で働いている現役労働者からは低賃金で働かされていることに対して、将来への不安が増大していることが明らかになって来たのです。

こうした現状に対して、39 地方裁判所に訴えましたが、賞味期限切れの最高裁判決を悪用した不当判決を下しているのです。この間の不当判決の一番の特徴は、堀木訴訟という40年前の最高裁判決の一部分だけをコピーして、私たちの請求を蹴っていることです。

簡単に言えば、「社会保障に関する立法というものは、いろいろ財政が絡んだり、専門的なこともあるから、国の決めたことを裁判所は尊重する。よほどのことがなければ、それが憲法に違反するかどうかという問題には立ち入らない。」こういう一般論を40年前に述べたわけですが、これをどの判決もコピーして判決に貼り付けて、それで良しとしているのです。

これまで出された判決は、一言で言えば、「社会保障立法」については、国が決めたことについて、よほどのことがない限り、裁判所は、憲法違反かどうかという問題には立ち入らない。」と言っているのです。

しかし、そんなことを言ったら、裁判所は何のためにあるのか。裁判所は、何よりもまず一人ひとりの人権を保障し、憲法25条に保障された最低限度の文化的な生活ができるのか、そういう立場から判断しなければならないし、それが可能な機関なのです。

逆に言うと、政府や国と違う立場から、憲法の立場から審査するから裁判所の存在価値があるのです。それが違憲立法審査権というものです。そういう立派な権限を与えられているのに、自らそれを使わないでいたら、自分で自分の首を絞めることになるのです。ですから、この憲法25条の解釈論をめぐって、裁判所が自分の存在意義を自分で否定するのか、それともきちんと発揮するのが問われているのです。

私たちは裁判所の判決で年金を上げろ、とは言っていないのです。こんな乱暴な切り下げについて、憲法上許されますか？裁判所はどう思いますか？という、単純なことを問うているのです。

したがって難しいことは考えずに、「年金を引き下げる理由があったのかどうか？その理由をきちんと説明しているかどうか？」ということに裁判所が向き合ってくればよいのです。そしてひとりひとりの生活保障という点から、「今回の年金減額が憲法25条に照らして許されるものかどうか？あるいは憲法29条に照らしてゆるされるものであるかどうか？」を裁判所は公正に判断して欲しいのです。

そうすれば、「人として、法律家として、これが許されるという結論は、安易に出せるはずがない。」と思います。

**続いて、第2点目は、特例水準の2.5%の削減についての、法律制定に「瑕疵」があったのではないかと思うことを述べます。**

この「特例水準の解消を目的とした2.5%の削減」の法律は、審議日程はわずか3日間・審議時間は数時間でした。本来なら法律制定には、公聴会等が伴うものですが、不利益を被る年金受給者の声は無視し、成立させたのです。

そのため、特に、札幌高等裁判所では、裁判長からも『年金を下げた経過がよく分からない、今までは「特例水準」を解消するためには、物価が上がった時に解消すると言っていたのに、なぜこの時期に下げたのか、きちんと明らかにして欲しい。』と何度も言われたのに、国はきちんとした答弁を行うことができませんでした。

そういう中で、札幌高等裁判所は、当時の香取元年金局長の証人採用を決定しました。これはきわめて異例のことです。つまり、札幌高等裁判所は、「裁判官からみても国の説明は不十分である。国がきちんと説明できないなら、当時の責任者でもある香取元年金局長さんと呼びましょう。」という展開になったのです。

このことは、全国のいくつかの裁判所でも同じような議論が行われました。原告側はなぜあの時期に年金を下げなければいけなかったのか、国側を追求しましたが、国は説明できなかったのです。

私達、静岡原告団も被告・国に対して求釈明を通じて香取元年金局長の証人採用依頼をしましたが、被告・国からの回答はありませんでした。

そのため、東京高等裁判所に対しても香取元年金局長の証人採用を依頼しました。しかし、残念ながら却下されてしまいました。

**裁判長！貴方は、『年金を下げた経過が分かっているのですか？ 又、今までは「特例水準」を解消するためには、物価が上がった時に解消すると言っていたのにも関わらず、なぜこの時期に下げたのわかっているのですか？』**

では、なぜ国は説明できないかと言いますと、年金を下げる時に、十分な調査も検討もしていなかったからです。していないから説明ができないのです。これは、生活保護の減額の問題もそうです。2012年の総選挙で自民党は生活保護を10%下げるといふとんでもない公約を掲げました。それに付度をして厚生労働省が引き下げを決めるという中で減額が行われました。つまり、年金を下げたり、生活保護基準を下げたりすることは、裁判では説明がつかないということが両者の共通したところなのです。

ですから、強行してしまえば分からないだろうと思っていたが、裁判では説明しなければならない。しかし、説明が出来なくなっていることがいくつかの裁判所で起きているのです。

**最後の3点目は、若者と高齢者が安心できる「年金制度」すなわち、『月8万円の最低保障公的年金の制定』で、希望のある、日本の年金制度の確立を実現してほしいことを述べます。**

この年金裁判で私達は、政府が言っている「少子高齢化で財源がない」「世代間で不公平が起こる」等ということが「本当にそうなのか。」「それ以外の方法があるのではないか。」「年金で人間らしい生活を保障するという立場に立てば、『「財源をどうするか？どのような制度設計にするか？』はいろいろな選択肢があるはずだ』ということを主張してきました。

結局、根本的な争点は、「年金生活者の生活保障を第一に考えるかどうか」ということです。憲法25条を尊重するという大前提に立って「制度設計」をするのか、それとも「国や大企業の負担は抑えて、その抑えた枠の中でしか年金は支給しない。」「あとは自己責任でやって下さい。」というのかという2つの立場の対決です。

国も、制度設計の当時は、今のようなことは言っていませんでしたが、「本来は国民皆年金というからには年金で最低限の生活を保障できるようにする。」と当時の制度設計者は言明していたのです。

憲法25条に基づいて年金制度を良くしていくということが当時の国の考えでした。それが、今の年金裁判の中では、年金では最低限の生活を保障できなくてもやむを得な

い、憲法25条には関係ないということまで言っているのです。

しかし、年金裁判を通じて、最低生活保障という視点に立てば、いろんな選択肢があるではないか、税金の取り方でも保険料の取り方でも、あるいは積立金の活用だって、いろんなやり方があるのではないかということ、専門家の証言を含めて論争してきたのです。とりわけこの中で、「最低保障年金制度」の問題、今、年金を貰っている方だけの問題ではなくて、現役労働者の皆さんから見ても、一生の人生設計<sup>(ほら)</sup>を考えたときに、必要だということがだんだん広がっているのです。

また、憲法25条の“健康で文化的な生活を営む権利”の中で、「健康」と共に「文化的な生活」が、重要であること強く訴えたいのです。

人間は、ただ単に食べて、寝て、労働をしているだけで良いのか？

浜岡政好ほか『健康で文化的な生活をすべての人に—憲法25条の探究』295頁以下〔河合〕（自治体研究社、2022）では、憲法25条のいう「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する条件を（1）経済的生活基盤、（2）健康、（3）文化という3つの領域から、その政策保障のミニマム、公的責任のあり方を検討する必要があると述べています。

その中の（3）文化について、次のように述べています。

「憲法制定過程では25条をめぐって「文化」の内容が議論されたが、憲法制定後は、文化を含む25条の中身がほとんど議論されずに今日に至っています。

日本における「健康で文化的な生活」は、世帯における経済力の依存度が高いのである。つまり、経済的に余裕のある世帯は、健康と文化を享受できるが、経済的に不安定な世帯は、それらを享受できない環境にある。「たとえ生活扶助費が最低生活費を十分に満たせるほど十分な金額でなくても、欧州先進諸国のように文化面の社会資本(社会的共同消費手段)が無料または安価で豊富に提供されていれば、貧困者が余暇活動・趣味活動に参加する際のハードルは相当低くなる。」ことを改めて強調したい。このことは生活保護世帯のみのことではない。国民すべての人に言えることである。文化面の社会的共同消費手段が無料または安価で豊富に提供されるならば、国民の余暇活動・趣味活動に参加する条件が大きく変化するであろう。今、求められることは、社会の側で文化を享受できる環境をもっと整えることや、それらのアクセスの環境を国民的に保障することであることではないか。「健康で文化的な生活」をすべての保障するための日本の途を地域・自治体から探りたい。」<sup>(25)</sup>

すなわち、人間にとって、（1）経済的生活基盤、（2）健康、（3）文化という3つの領域は、きわめて重要なのです。

今、65歳以上の高齢者の中で、働かなければ、生活できない高齢者が増加しています。その第一は、年金が低いからです。本来なら、人生80年代の中で、約40年間も働いてきたならば、「老後は安心して、趣味や余暇を楽しんで暮らしたい。」誰でも願っているではないでしょうか？それが、現在の社会は「死ぬまで働け！」と言わんばかりです。中には、お金に何不自由無く、楽しみながら働いている人もあるかもしれませんが、ほんの一握りです。

**裁判長！** 戦後の経済復興を成し遂げてきたのは、現在の高齢者です。その、高齢者に死ぬまで介護保険料と医療保険料を支払わせ、介護利用料や病院・診療所の窓口負担を強要させ、年金を引き下げる。こんな、高齢者いじめがあつてよいのでしょうか？

裁判長！ 私達、高齢者は、「文化」の享受を受けてはならないのですか？  
唯でさえ低い年金を引き下げれば、「文化」は一層遠のきます。

国の主張で何よりも許せないのは、年金引き下げは憲法25条違反と主張すると、必ず「生活保護があるから」と反論することです。

それでは実際、生活保護はどうなっているのか。生活保護の基準を無理矢理下げ、水際で受給させないようにしています。

そのように、生活保護が生活の下支えにならないようにしておいて、その一方で何食わぬ顔をして年金で最低限の生活ができなくてもやむを得ないと言っているのです。

そして、生活保護の切り下げが不当だと言っている方に対しては、「それ以下の年金でもがまんして生活している方がいます。」と平気で言っているのです。

こんな人をバカにした政府の答弁をいつまでも裁判所が唯々諾々と見逃してよいのでしょうか？  
(いいだぐどぐ)

こうした中で、生活保護切り下げの裁判では、大阪、熊本、東京、横浜でも減額はけしからんと勝利しています。これはもともと安倍第2次政権時代以来、新自由主義政策を進めていきましたが、とりわけ生活保護の問題で進めたことに裁判所も異議を唱えざるを得なくなりました。年金も根っ子は一緒です。生活保護を下げたのも、年金を下げたのも、医療負担を増やしているのも、介護をひどくしているのも、根っ子は一緒なのです。

今、日本に求められているのは、8時間働けば人間らしく生活できる賃金、そして安心して暮らせる公的年金、それが保障されれば本当にいい世の中になると思います。

そのため、私達は「8万円の最低保障公的年金」制度の確立で、若者の未来を照らし高齢者も安心して暮らせる年金めざして頑張ることを決意して「最終意見陳述」を終わります。

以上

「重度障害者（児）の医療費助成制度を現物給付に」の実現にご支援を

貴団体の日頃のご活躍に敬意を表します。

わたしたちは、「障害者の生活と権利を守る静岡県連絡協議会」（略称障しず協）です。障しず協は2002年12月に結成されました。（全国は50年の歴史がある障害者の生活と権利を守る全国連絡会に加盟しています）

今回、各市町長に「重度障害者（児）の医療費助成制度を現物給付に」の要望書を提出しました。同封しましたので県の制度となる様に是非ご支援ください。

わたしたちは、会の結成以来、毎年静岡県に要望書を出してきました。重度心身障害者（児）の医療費助成制度については、窓口での負担をなくしてほしいと、現物給付化を要望してきました。県は、改善に向けて、自動償還払いにして、手続きは楽になったものの500円の負担が増えてしまいました。障害者（児）は一生、医療にかからなくてはならない人も多く、一方所得保障は不十分です。

県は県が実施できない理由は、①国保が減額されてしまう（国のペナルティー）②市町の7割が実施する意向はないと答えているとしています。そこで各市町から県に要望を上げていただきたいと思えます。

国民皆保険制度と言っても保険料を払い、診療の時には、3割～1割の自己負担が必要な仕組みでは、誰でも医療を平等に受けられる仕組みとは言えません。

全ての都道府県で重度心身障害者（児）医療費助成制度は実施されていますが、そのうち30の都道府県で、すでに現物給付（窓口負担なし）を実施しており、財政力が7位の静岡県ができないことはないと考えています。お金の心配をせずに、誰もが安心して医療を受けられることをめざして当面、重度心身障害者（児）医療費助成制度を現物給付にするよう静岡県に市、町から要望するよう働きかけてください。

一方こどもの医療費助成制度は現物給付で、かつすでに22の市町で500円負担もなくなっています。また、すべての都道府県が現物給付にしているため、未就学児の国保減額をなくしました。この経過を見ると、国の制度にするためには、すべての都道府県で現物給付化することが早道と言えないでしょうか。障害があっても安心して医療にかかれることは、高齢者も子どもも若者も住みやすい街になると考えます。

参考～現物給付している都道府県～

北海道、秋田、山形、福島、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島香川、愛媛、高知、福岡、宮城

限定的だが、一部現物給付

青森（国保）富山（65歳未満、65～69歳）福井（中3以下）、三重と奈良（未就学児）

静岡県社会保障推進協議会

障害者の生活と権利を守る静岡県連絡協議会



障害者の生活と権利を守る静岡県連絡協議会 会長 石上哲夫

## 「重度心身障害者（児）医療費助成制度を現物給付に」を求める要望書

「健康に生きたい」という願いは国民の共通した願いです。日本国憲法は第25条で「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、生きる上で医療は、国民が等しく受けられるべき基本的権利の一つとして位置づけています。障害者は、一般的に病気にかかりやすく、治りにくいという特徴をもっています。また、慢性疾患などによる内部障害者にとっては、障害を悪化させないために生涯にわたり医療を必要としています。誰もがどこに住んでいても安心して医療を受けられるようにすることは障害者の切実な願いです。コロナ禍では切実性が増しています。

現在、障害者の医療制度をめぐるのは、国の障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）が実施されていますが、「障害の軽減」を目的とし、目にみえて確実に効果が上がる治療にしか適用されず、風邪等の感染症や歯科治療、事故によるけがなど、「障害」と直接に起因していない治療には適用されません。こうした国の制度を補い、自治体独自の財源によって実施されているのが重度心身障害者（児）医療費助成制度であり、障害者のいのちと健康を守る上でなくてはならない制度として、すべての自治体で実施されています。

しかし、自治体独自施策ゆえに、それぞれの自治体の財政事情などによって、現物給付か償還払いか、自己負担の有無、対象範囲や年齢などに大きな地域格差がうまれています。現物給付での実施は30都道府県あります。（部分実施もプラス5県です。）

しかし、「自己負担」については、年々、自己負担導入自治体が増加しており、しかも住民税非課税世帯であっても課税世帯と同額の負担を求める自治体も増加しています。この背景の一つに、窓口無料化（現物給付）は医療機関に受診する患者が増えて医療費が増大化するとして、国のペナルティー制度（国民健康保険制度に対する国庫負担を減額する措置）があることはいまでもありません。障害者にとっては、窓口での1-3割負担があるゆえに受診を抑制し、その結果症状を重度化・重症化させ、かかる費用を大きくさせます。むしろ、窓口無料化による早期治療が医療費の軽減につながることは間違いありません。私たちは、障害者のいのちと健康を守るために、国に対し以下の事項の実現を強く要望しています。

## 1. 重度心身障害者医療費助成制度を国の制度として創設する事。

その際、精神障害者・難病などを含む全ての障害者を対象にすると共に、通院。入院ともに適用する事

## 2. 重度心身障害者医療費助成制度に対する国のペナルティー制度を全廃すること。

## 3. 当面、重度心身障害者医療費助成制度に対し国の財政支援をおこなうこと。

併せて静岡県に対しては重度心身障害者医療費制度を現物給付にするよう以下要望し続けています。

## (1) 重度心身障害者（児）医療費助成制度を完全な現物給付にし、窓口負担をなくしてください。

①30都道府県では、すでに実施しています。また、浜松市では2019年10月から、現物給付になりました。さらに、静岡市でも検討しています。県としても、早急な改善をお願いします。

②自動償還払い導入による1ヶ月1病院500円の負担金は廃止してください

③療育手帳B、精神障害者2級、3級にも適用してください。

自治体財政は厳しいとは思いますが、貴町之最優先課題として貴町が県へ要望し、重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化を早期実現するようにご尽力ください。

# 防災用QRコード

障害者が大地震などに被災した際、周りに頼れる家族や介助者がいない場合はどう避難し、避難所生活を送ればいいのか。突然の難病が原因で身体障害となった長女(30)の姿を見て不安を感じた浜松市南区の浅羽喜久子さん(55)が、支援に必要な障害や病気の情報を読み込んだ「防災用QRコード」を発案し、災害への備えとして普及に向けた活動を始めた。



家族の連絡先や支援に必要な障害の情報などを読み込んだQRコードを長女のベッドにつけ、災害時の避難に備える浅羽喜久子さん(7月下旬、浜松市南区)

## 障害者の介助情報 一目で

### 浅羽さん(浜松)考案

浅羽さんの長女は26歳だった2018年に原因不明の難病で身体にまひが生じ、21年12月には10分以上の心肺停止が原因で、寝たきりの状態となった。

現在は人工呼吸器で呼吸し、喉には加湿器を装着している。ほかにも、たんの吸引や注射用蒸留水など、生きるために必要な作業や医療器具が多数ある。浅羽さんは「被災して家族が動いたり、指示したりできない状況に陥った時、これらの器具を判断して避難所へと運べる人はいるのだろうか」と心配する。

解決策として思いついたのが、防災にQRコードを活用する方法だった。卸売会社に勤務した経験から、QRコードが簡単に作成できると知っていた。血液型や病名、家族の連絡先、必要な医療器具や処置を登録し、キーホルダーなどにして要支援者が身につけておけば、発災時に読み取るだけで必要な支援を理解できる。

今春、浅羽さんは同市浜北区で開かれた市災害ボランティア連絡会のイベントで、防災用QRコードを発表した。その後、市危機管理課や障害福祉課に協力を求め、普及活動に踏み出した。現在は市内の避難所の防災倉庫に、QRコードを持参した要支援者への対応方法を記した注意書きが用意されている。

浅羽さんは「役立つのは障害者に

## 避難中 必要な支援伝達

### 聞き取り効率化 期待

福祉防災を専門とする同志社大社会学部の立木茂雄教授(66)は「行政や研究者が避難時の聞き取りにQRコードなどを用いた実験例はあったが、当事者が行政に働きかけたことは新しい動きで先進的」との見方を示す。

昨年5月、災害対策基本法の改正で、障害者や高齢者の個別避難計画の作成が自治体の努力義務に位置づけられた。立木教授は「行政が作成を目指す個別避難計画とQRコードをひも付けし、近

所の人や支援者へ避難方法などを共有できる方法として発展させれば、全国への波及も期待できると強調する。

浜松市では7月、避難を不安視する声が上がっていることを受けて同市西、南両区の福祉事業所や区社会福祉課などでつくる「市障がい者自立支援協議会 西・南エリア連絡会」が、災害発生時に備えた「福祉避難所」の設置訓練を行った。避難所の受付に想定以上の時間を要し、障害の特性によっては聞き取りが困難なケースも見られた。QRコードなどの活用を求める意見が上がったという。

限ったことではない」と話す。介助が必要な高齢者をはじめ、健常者が意識を失った場合も救助に活用できる可能性がある。「避難所での聞き取り作業も大幅に短縮できるのではないか」と提案する。

(浜松総局・北井寛人)

## QRコードで障がい者救済に！

2022年、台風15号で静岡県は甚大な被害を受けました。自助・共助の限界を見た気がします。行政のお力無くしては乗り越えられない大地震が、いずれやって来ます。その時、障がい者は、地震、倒壊、津波等の、いくつかの試練を乗り越えた先には、投薬問題という壁にあたります。復旧までに何日を要すると、はっきりしたデータはありません。今回の台風被害でも、いろんな支援物資が欲しいとSNSに上がりました。浜松のスーパーでも水を買って求めるお客さんに1家族2ケースまでと制限が一時、出ました。

他県からの支援物資の発注問題を迅速にする為にも、是非ともQRコードでデータを、日ごろから更新して頂き、投薬の発注に生かされたいなと思い、お願いに参りました。

ご検討していただけたら幸いです。

宜しく願い申し上げます。

浅羽 喜久子

Asaba Kikuko

音声マガジンおしゃべりカフェ浜松  
南区災害ボランティア連絡会  
静岡県ふじのくに災害ボランティアコーディネーター  
障害者の権利を守る会 静岡協議会  
認知症サポーター  
AEAJ アロマセラピー 1級

📱 フェイスブックやっています。

📍 静岡県浜松市南区東若林町1163-3  
☎ 090-6397-4464  
✉ pretty.mumu.3925@gmail.com



あさは・きくこ 2021年から災害ボランティアコーディネーターとして活動。福祉防災の発展を目的に2021年4月、浜松市南区災害ボランティア連絡会に所属した。55歳。

## 障害者避難の 安全性確保へ

大規模地震など災害発生時に、障害者や寝たきりの高齢者が円滑に避難するにはどうしたらいいのか。適切な支援に必要な情報をあらかじめ記録して携帯する「防災用QRコード」を提案し、普及に向けた活動を始めた。

「なぜ、防災にQRコードを活用しよう。」

「4年前、長女(30)の足が急に動かなくなり、ベッドの上で生活するようになった。」

本音インタビュー

防災用QRコード普及に  
尽力

浅羽喜久子氏

# 求める助け 確実に伝達

「避難所に逃げるにしても、人工呼吸器や脈拍の計測器、たんの吸引器など重度の障害者には生きるために必要な医療器具や物資が大量にある。避難所に入っても、安定して供給してほしい薬品や、周囲に理解してもらわなければならない特性があり、気が抜けないはず。災害時は何が起きる

かが分からず、健康な家族が常に寄り添えるとは限らない。障害者の求める助けがその場にいる行政や周りの人たちにも簡単に伝わる環境が重要」

「防災用QRコードがどのように発展することを期待するのかが。」

「障害者は一人一人特性があり、必要な介助や医療物資は異なる。それらを丁寧に確認する作業は伝える側だけでなく、聞き取る側

も気力と体力が求められる。現状では、物資の供給時に混乱が起きることが予想される。QRコードが普及し、各避難所でQRコードを基に聞き取りを進める

ようになれば、情報は迅速にまとめられ、最善の人員配置や物資供給へとつなげることができるとは。障害者に限らず、健康者への聞き取りも時間の短縮で

きるはず」

「以前に障害者の防災について調べた時、情報がほとんどなく、不安だった。障害者やその家族が防災をテーマに意見交換するコミュニティを作り、防災マニュアルの充実や整備につながるよう行政に対して意見を発信していきたい。」

「障害者の防災対策で今後取り組みたいことは。」

「以前に障害者の防災について調べた時、情報がほとんどなく、不安だった。障害者やその家族が防災をテーマに意見交換するコミュニティを作り、防災マニュアルの充実や整備につながるよう行政に対して意見を発信していきたい。」

「聞き手」浜松総局 北井寛人